

指定学校変更審査基準

平成20年4月1日
長岡京市教育委員会

長岡京市学齢児童生徒の就学すべき学校の指定に関する規則の規定により指定される就学指定学校の変更の申立てについての審査は、次の基準に基づき行います。次の条件をすべて満たし、かつ、下表に該当する場合承認するものとします。

なお、標準処理期間は、申立書提出日から2週間としています。

(条件)

- 1 申請時において長岡京市民であること。
- 2 保護者が通学途上の安全について責任を持って対処することを承諾すること。
- 3 変更期間満了後は本来の指定学校に転学することを承諾すること。
- 4 学校施設の運営上問題がないと判断されること。
- 5 教育委員会が必要と認める書類等が添付又は提示されること。

区分	指定学校変更事由及び期間	添付書類	申請時期	
1 居 住 地 事 由	① 市内転居した場合	学年の途中で市内転居したときは、その学年末（小学校6年生又は中学生は卒業）まで在籍している学校への就学を承認する。（学年の区分は転居届出日の属する年度を基準とする。ただし、小学校5年生の修了式以後は6年生に進級したものとみなす。）	なし	転居届出時
	② 学校選択制により通学指定校を変更している者が市内転居した場合	卒業まで学校選択制により在籍している学校への就学を承認する。	なし	転居届出時
	③ 新校区に転居することが決まっている場合	家屋売買契約書等により新校区への転居が確認できるときは、住所を異動するまでの期間新校区の学校への就学を承認する。（転居後は新学校への通常の就学となる。）ただし、転入学予定日（新入学は入学日）と住所変更予定日が同一の年度であること。	売買契約書、建築確認書、工事請負契約書、賃貸借契約書等新校区への転居が客観的にわかるもの	転居前 新入学の場合 は入学前
2 身 体 的 事 由	④ 身体的事由により教育的配慮が必要な場合（治療を含む。）	身体上の理由から指定学校（転居による変更後の指定学校を含む。）に通学することが困難であることが客観的に推測されるときは、必要な期間指定学校を変更する。（期間及び就学する学校は協議する。）	事由申立書 医師の診断書等 通学困難であることが客観的にわかるもの	随時 転居の場合は 転居前 新入学の場合 は入学前
	⑤ 家庭の事情により教育的配慮が必要な場合	両親の離婚、災害等のため転居する場合で、転校又は他学校への入学が当該児童・生徒に著しい精神的負担を強いることになると認められるときは、必要な期間在籍している学校又は入学予定学校への就学を承認する。（期間は協議する。）	事由申立書	転居前 新入学の場合 は入学前
3 家 庭 の 事 情	⑥ 登校前又は下校後の保護者不在（小学生に限る。）	保護者の勤務（自営業を含む。）の都合により、登校前の相当な時間又は下校時から相当な時間保護者が不在になるときは、卒業まで店舗、祖父母宅等の校区の小学校への就学を承認する。ただし、登下校に支障がないこと。	事由申立書 祖父母等の同意書 就労証明書	随時 新入学の場合 は入学前

区 分		指定学校変更事由及び期間	添付書類	申請時期
4 教 育 的 配 慮	⑦ いじめに関し教育的配慮が必要な場	いじめにより心身の安全が脅かされているとき又は脅かされることが十分予見できるときは、卒業まで指定学校を変更する。（就学する学校は協議する。）	事由申立書	随時 新入学の場合 は入学前
	⑧ 不登校に関し教育的配慮が必要な場	転校又は指定学校以外への学校への入学によれば不登校になっている状態からの改善が見込まれるときは、卒業まで指定学校を変更する。（就学する学校は協議する。）	事由申立書	随時 新入学の場合 は入学前
	⑨ 転校による不登校の場合	転校したことにより不登校になったときは、卒業まで指定学校を変更する。（就学する学校は協議する。）	事由申立書	随時
	⑩ その他教育的配慮が必要な場合	その他教育的配慮が必要と教育委員会が認めるときは、必要な期間指定学校を変更する。（期間及び就学する学校は協議する。）	事由申立書	随時 新入学の場合 は入学前

注1： 申立書には印鑑が必要です。

注2： 卒業までの期間になっていても学年末で区切り、学年ごとに期間更新することがありますので、御了承願います。

注3： 審査に当たり、教育委員会は、必要に応じ学校長等の意見を求めることがありますので、御了承願います。

適用年月日 平成20年4月1日

※ 審査基準に関わらず、就学についての相談は随時受け付けていますので、御相談ください。